

別表第4

検査項目	包装形態	ロットの大きさ (N)	検体採取のための開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数	
微生物	特定せず	≦ 150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
		≧ 1,201	8	0.3	1	
放射線照射	特定せず	≦ 50	2	0.5 <sup>※1</sup>	1	
		51 ~ 500	3	0.5 <sup>※1</sup>	1	
		501 ~ 3,200	5	0.5 <sup>※1</sup>	1	
		≧ 3,201	8	0.5 <sup>※1</sup>	1	
放射性物質	特定せず	≦ 50	3	1	1	
		51 ~ 150	5	1	1	
		151 ~ 500	8	1	1	
		501 ~ 3,200	13	1	1	
		3,201 ~ 35,000	20	1	1	
酸価、過酸化価	特定せず	≦ 50	2	1.5	1	
		51 ~ 500	3	1.5	1	
		501 ~ 3,200	5	1.5	1	
		≧ 3,201	8	1.5	1	
添加物	① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	特定せず	≦ 50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 ≧ 3,201	2 3 5 8	0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1
農 薬	① 乾燥野菜、乾燥果実、茶 (抹茶を除く)	特定せず	≦ 50 51 ~ 150 151 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201 ~ 35,000 ≧ 35,001	3 5 8 13 20 32	0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3	1 1 1 1 1 1
	② キャベツ (芽キャベツを除く) 及びハクサイ <sup>※2</sup>	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	③ 加工食品 (簡易な加工を除く)	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	1 1 1	1 1 1
	④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 50 51 ~ 150 151 ~ 500 501 ~ 3,200 3,201 ~ 35,000 ≧ 35,001	3 5 8 13 20 32	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1
畜水産食品の残留有害物質等	① 下痢性貝毒及び麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	6(3×2) 10(5×2) 16(8×2)	1(0.5×2) 1(0.5×2) 1(0.5×2)	2 2 2
	② フグ混入	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	1尾 (ピース) を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6 10 16
	③ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.3 0.3 0.3	1 1 1
	④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 150 151 ~ 1,200 ≧ 1,201	3 5 8	0.5 0.5 0.5	1 1 1
パツリン <sup>※3</sup> 及びDON	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≦ 280 281 ~ 500 501 ~ 1,200 1,201 ~ 3,200 ≧ 3,201	32 50 80 130(65×2) 210(70×3)	1 1 1 2 (1×2) 3 (1×3)	1 1 1 2 3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≦ 50 51 ~ 500 ≧ 501	2 4(2×2) 6(2×3)	0.5 1 (0.25×2)×2 1.5(0.25×2)×3	1 2 3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≦ 50 51 ~ 500 501 ~ 3,200 ≧ 3,201	2(2×1) 3(3×1) 6(3×2) 9(3×3)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1 1 2 3

※1: 水産物 (しゃこ) にあっては 1 とする。 ※2: 千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3: パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ (以下「サイロ等」という。) 搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体 (1kg以上) とする。